



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月19日火曜日 第1340号

◇ 目 次 ◇

字の区域の変更（玉川町）.....	313
字の区域の変更（重信町）.....	313
字の区域の変更（重信町）.....	313
液化石油ガス販売事業者の認定.....	314
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	314
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）.....	314
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	316
新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	316
数人共同施行営土地改良事業の換地処分.....	316
町営土地改良事業の換地処分（5件）.....	316
村営土地改良事業の換地処分.....	317
県営土地改良事業の工事の完了.....	317
保安林の指定.....	317
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	317
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	317
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	318
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	322

公 告

争議行為の通知の公表.....	322
-----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第621号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、玉川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要
	字名	地番		
大字中村	字郷分村	大字中村 字町谷	甲126の3、甲132の4、甲132の6、甲133の2及び甲134の2	これに伴う道路、水路等を含む。
		字中道	甲145の一部、甲146の一部、甲147の1の一部、甲147の3の一部、甲148の一部、甲149の一部、甲150の一部、甲151の一部、甲152の1の一部及び甲155の一部	
	字中道	大字中村 字屋敷	甲154	
		字宇和田	甲39の6の地先の道路である国有地の一部	
字宇和田	大字中村 字中道	甲145の一部、甲146の一部、甲163の一部及び甲163に隣接する水路である国有地の一部		

字ウワダ	大字中村	字屋敷	甲186の一部及び甲187の一部
字屋敷	大字中村	字ウワダ	甲19の1の一部及び甲18の1に隣接する水路である国有地の一部並びに字屋敷甲186及び甲187に隣接する道路である国有地の一部
		字前田	甲245の一部及び甲246の一部
字前田	大字中村	字屋敷	字前田甲245に隣接する道路である国有地の一部並びに字前田甲245及び甲246に隣接する道路である国有地の一部並びに字前田甲246及び甲247に隣接する道路である国有地の一部

○愛媛県告示第622号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、重信町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要
	字名	地番		
大字下野	字見舞林	大字下野 字寺尾林	丙475の2、丙475の4、丙475の6及び丙475の9並びに丙475の5に隣接する水路である国有地の一部	これに伴う道路、水路等を含む。
		字通り谷	丙476の1及び丙476の8に隣接する水路である国有地の一部	
		字中山	丙929の2、丙930から丙932まで、丙933の2、丙933の3、丙934及び丙935の2並びに丙922の2、丙923の2、丙924の2、丙925の2、丙927の2及び丙928の2に隣接する道路である国有地の一部	

○愛媛県告示第623号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、重信町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称		左記の区域に編入する区域		摘要	
		字名	地番		
大字牛 淵	字伊賀 分	大字牛 淵	字上野	1628の3並びに字伊賀分1781、1782の1、1783の1及び1784の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の全部	これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第624号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称	代表者の氏名	住所	認定年月日
西条市農業協同組合	久門忠夫	西条市神拝字出口甲47番地1	平成14年2月28日

○愛媛県告示第625号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ディック東予店
東予市北条1594番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番地1
代表取締役 大亀文夫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番地1
代表取締役 大亀文夫
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年11月8日

○愛媛県告示第626号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年3月19日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,495平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
132台
 - イ 駐輪場の収容台数
88台
 - ウ 荷さばき施設の面積
171.2平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
24.75立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時30分
閉店時刻 午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時から午後8時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後6時まで
- 2 届出年月日
平成14年3月7日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
 - (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - (2) 提出先
愛媛県経済労働部商工流通課

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
ベスト電器今治店	今治市南高下町一丁目1684番地 6	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,450㎡	2,674㎡	平成14年 11月 6 日	平成14年 3月 6 日
		駐車場の収容台数	110台	166台		
		駐輪場の収容台数	0台	19台		
		廃棄物等の保管施設の容量	8㎡	12㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後 8 時	午後 9 時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時30分から 午後 8 時30分まで	午前 9 時30分から 午後 9 時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数	3箇所	5箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 9 時から午後 8 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から 1 週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 627 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなされる法附則第 5 条第 1 項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 週間縦覧に供する。

平成14年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
コープ余戸	松山市余戸南四丁目19番地35	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	えひめ生活協同組合	えひめ生活協同組合及び株式会社レディ薬局	平成14年 12月 1 日	平成14年 3月 7 日
		大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,299.18㎡	1,892.52㎡		
		駐車場の収容台数	156台	112台		
		荷さばき施設の面積	10㎡	19㎡		
		廃棄物等の保管施設の容量	30㎡	50㎡		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第628号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成14年2月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄、同表第2号の項同欄及び同表第3号の項同欄中「1厘」を「3厘」に改め、同表第5号の項同欄中「6厘」を「8厘」に改め、同表第7号の項同欄中「1厘」を「3厘」に改める。

○愛媛県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東田泉地区）の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・相生一番地区）の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・相生五番地区）の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・古新開地区）の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第633号

平成14年3月11日非補助土地改良事業見舞野地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第634号

平成14年3月12日玉川町営中山間地域総合整備事業玉川（中村）地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第635号

平成14年3月11日菊間町営基盤整備促進事業高城地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第636号

平成14年3月11日重信町営農村総合整備事業牛淵地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 637 号

平成14年3月11日小田町営棚田地域等緊急保全対策事業上川地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 638 号

平成14年3月7日野村町営土地改良事業成城地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 639 号

平成14年3月11日美川村営土地改良事業田渡野瀬地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 640 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の2第3項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	俵原地区	平成14年1月30日

○愛媛県告示第 641 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所
南宇和郡城辺町僧都 818、819
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び城辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 642 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成14年2月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条の表1の項利子補給率の欄中「1厘」を「3厘」に改め、同表2の項同欄中「1分2厘5毛」を「1分1厘」に、「1分5毛」を「9厘」に、

「	同	上	同	上	同	上	」	を
---	---	---	---	---	---	---	---	---

「

年1分1厘	年1分1厘	年9厘
-------	-------	-----

」に改め、同表3の項同欄中「1厘」を「3厘」に、「同上」を「年1分2厘5毛」に改め、同表8の項同欄中「1厘」を「3厘」に改める。

○愛媛県告示第 643 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
津島町
北宇和郡津島町岩松甲 471 番地
代表者 町長 曾根貞義
北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
北宇和郡津島町平井字サジカ浦 242 番 1 地先から同字森ヶ浜谷 139 番 13 地先までの公有水面
 - (2) 区域
次の43点から29点までを順次直線で結んだ線並びに29点と43点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（北宇和郡津島町平井字森ヶ浜谷 137 番 6 地先に設置された標柱）は、北緯33度3分8秒、東経132度27分12秒の地点

43点は、基点から真北 110 度40分58秒 44 .12 メートルの地点

42点は、43点から真北17度 2 分25秒 20 .12 メートルの地点

19点は、42点から真北 107 度 2 分25秒 70 .50 メートルの地点

20点は、19点から真北17度 2 分25秒3 .10メートルの地点

21点は、20点から真北 115 度58分55秒3 .10メートルの地点

22点は、21点から真北25度58分55秒 51 .52 メートルの地点

23点は、22点から真北 295 度58分55秒3 .10メートルの地点

24点は、23点から真北25度58分55秒1 .38メートルの地点

25点は、24点から真北 115 度58分55秒1 .00メートルの地点

26点は、25点から真北25度58分55秒2 .19メートルの地点

27点は、26点から真北 110 度59分45秒9 .88メートルの地点

28点は、27点から真北20度59分45秒 13 .50 メートルの地点

29点は、28点から真北 110 度59分45秒5 .47メートルの地点

(3) 面積

3 238 .87平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年 1月20日 愛媛県指令 9 河第1239号

4 しゅん功認可年月日

平成14年 3月19日

○愛媛県告示第 644 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成14年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

桂 E

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を町道釈迦堂線南側官民境界線で結んだ線、標柱12号から標柱17号までを順次結んだ線、標柱17号と標柱18号を町道大野御麻線北側官民境界線で結んだ線、標柱18号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
玉川町	桂	ヲカノウエ	甲378番 3	1号
			甲378番 1	2号

ヲカノウエ	甲376番	3号	
	ヤシキノウエ	乙191番	4号
	乙192番	5号	
	ヲカノウエ	甲371番 2	6号
		甲371番 2	7号
		甲371番 2	8号
		甲369番	9号
	ヤシキノウエ	乙192番	10号
		乙194番 2	11号
		乙186番	12号
	カキタニ	乙178番	13号
シロザコ		甲270番	14号
シモカエチ	甲271番	15号	
	甲272番	16号	
	甲284番	17号	
	甲312番	18号	
ヨコバタケ	甲317番	19号	
	ヲク	甲324番	20号
替地ノ上	甲331番 2	21号	
ヲカノシタ	甲368番	22号	

庄 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱	
北条市	庄	小坂	甲797番 1	1号	
			甲1149番	2号	
			大上	乙153番	3号
			奥ノ谷	乙144番	4号
			庄ノ谷	乙167番 1	5号
			大上	乙159番	6号
			庄ノ谷	乙162番 3	7号
			井口	甲474番 1	8号
			御領田	甲466番 1	9号
			大上	甲772番	10号
			甲794番	11号	

平和通

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地番	標柱
松山市	西一万町 緑町一丁目 丸之内	3番 1地先	1号
		1番地先	2号
		2番 1, 2番 5, 2番 6	3号
		2番 1, 2番 5, 2番 6	4号
		2番 1, 2番 5, 2番 6	5号
		2番 1, 2番 5, 2番 6	6号
		2番 1, 2番 5, 2番 6	7号
		2番 1, 2番 5, 2番 6	8号
		4番	9号

	4 番	10号
	4 番地先	11号
平和通四丁目	1 番21地先	12号
	1 番10	13号
	1 番 2	14号
平和通三丁目	1 番30地先	15号
	1 番37地先	16号
	1 番 1 地先	17号
緑町一丁目	3 番14地先	18号
	3 番10地先	19号
	3 番27地先	20号

向井川

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱
川内町	南方	高木	895番12	1号
			893番	2号
		城谷	2995番26	3号
			2995番82	4号
	高木		2995番4	5号
			901番1	6号

村島A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱
大洲市	菅田町菅田	井場	乙469番1	1号
			乙467番1	2号
		峰	丙720番13	3号
			丙720番10	4号
		畠	丙712番4	5号
			乙493番1	6号
		手水川	丙701番3	7号
			立畠	乙480番1

村島B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱
大洲市	菅田町菅田	古田	乙324番2	1号
			乙325番2	2号
		井ノ上	丙744番1	3号
			不老殿	丙739番6
		谷川	丙739番5	5号
			丙732番1	6号
			丙732番1	7号

		乙459番	8号
		乙445番2	9号
	東	乙453番	10号
		乙332番	11号

小貝

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱
大洲市	新谷	小貝	甲1169番1	1号
			甲1169番1	2号
			丙1026番1	3号
			丙1026番1	4号
			丙1025番3	5号
			丙1166番	6号
			丙1020番1	7号
			丙1020番1	8号
			丙1017番2	9号
			甲1147番1	10号
			甲1147番1	11号
			甲1156番	12号
			甲1165番	13号

小浦

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱
長浜町	沖浦	古屋敷	甲117番3	1号
			ヤシキ	乙40番2
		上垣打	甲173番	3号
			乙41番	4号
		宮藪	乙39番1	5号
			上ノ川	乙36番1
		ツボノ上	乙33番2	7号
			中段	乙34番11
		乙34番11		9号
		替地	甲74番4	10号
		壺屋敷	甲72番1	11号
		中家	甲114番	12号
			甲114番	13号
		宮ノ下	甲118番2	14号

七反

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を国道379号山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	地 番	標 柱
内子町	五百木	306番2	1号

	306番 1	2号
	306番 1	3号
	392番 5	4号
	392番 5	5号
	392番 5	6号
	392番 5	7号
	355番 1	8号
	355番 1	9号

	2903番	4号
	2893番	5号
	2025番	6号
	2040番	7号
	2041番	8号
	2021番	9号
	2012番	10号
	2009番	11号

滝山

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線、標柱6号と標柱7号を国道197号及び町道滝山丸淵線山側官民境界線で結んだ線、標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
肱川町	宇和川	2756番	1号
		2756番	2号
		2776番 1	3号
		2774番 1	4号
		2769番 8	5号
		2769番 8	6号
		2766番	7号
		2761番	8号
		2757番 2	9号

尾ノ瀬

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を町道岩城地区33号線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
宇和町	岩木	1781番	1号
		1786番	2号
		1786番	3号
		2130番	4号
		2195番	5号
		2180番	6号
		1687番	7号
		1691番	8号
		1701番	9号
		1699番 1	10号

葉師谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
宇和町	西山田	2000番	1号
		2005番	2号
		2910番	3号

成瀬

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
宇和町	久枝	582番	1号
		700番	2号
		692番	3号
		687番	4号
		683番	5号
		673番	6号
		674番	7号
		607番	8号
		592番	9号
		591番 1	10号
		586番	11号

小鹿

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を町道石城地区185号線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
宇和町	西山田	2211番 2	1号
		2212番	2号
		2175番	3号
		2208番	4号
		2828番	5号
		2809番	6号
		2807番	7号
		2256番 5	8号
		2256番 4	9号

小早津

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を国道378号山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
明浜町	高山	甲702番 3	1号
		乙365番 1	2号
		甲777番	3号
		甲714番	4号

	甲694番	5号
	甲3666番	6号

ニシワキ

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を町道宇和海線東側官民境界線で結んだ線、標柱4号から標柱6号までを順次結んだ線、標柱6号と標柱7号を町道川之浜山手線山側官民境界線で結んだ線、標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を町道川之浜西脇線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
瀬戸町	川之浜	ニシワキ	2336番	1号
			2332番	2号
			2244番6	3号
			2270番2	4号
			2280番	5号
			2279番	6号
			2284番	7号
			2305番	8号
			2324番	9号

薬師谷A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を市道薬師谷線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
宇和島市	川内	鋒ヶ鳴	甲2603番1	1号
			乙304番1	2号
			乙303番1	3号
			乙305番1	4号
			乙308番1	5号
		鋒ヶ鳴	甲2597番1	6号
			甲2597番1	7号

寄松C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を国道56号山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
宇和島市	寄松	竹ノ鼻	甲517番2	1号
			甲517番2	2号
			甲510番1	3号
			甲510番1	4号
			甲503番1	5号
		三反田	甲555番	6号
			甲498番	7号
		竹ノ鼻	甲495番2	8号
			三反田	甲493番1

田合(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成9年7月愛媛県告示第956号)田合の項で指定した標柱15号、標柱14号及び標柱13号を結んだ線、標柱13号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号から標柱19号までを順次結んだ線並びに標柱19号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
大洲市	新谷	定行	丙78番1	16号
			丙78番1	17号
		田合	甲2001番	18号
			甲1991番3	19号

栗野浦B(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成13年5月愛媛県告示第1061号)栗野浦Bの項で指定した標柱10号と標柱1号を市道中袋線、(条)宮浦川東側官民境界線で結んだ線及び次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱16号までを順次結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
八幡浜市	栗野浦	468番1	11号
		469番2	12号
		乙31番	13号
		乙31番	14号
		469番2	15号
		468番1	16号

真網代(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和47年8月愛媛県告示第803号)真網代の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
八幡浜市	真網代	乙294番1	7号
		乙295番1	8号
		乙309番1	9号
		乙315番3	10号
		乙315番3	11号
		乙334番1	12号

網干A(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和54年12月愛媛県告示第1582号)網干Aの項で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱5号を順次結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和49年4月愛媛県告示第460号)網干の項で指定した標柱8号を結んだ線並びに標柱8号と網干Aの項で指定した標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	地 番	標 柱
明浜町	俵津	1 番耕地319番地	9号
		1 番耕地318番地	10号
		1 番耕地296番地 1	11号

神田川原（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成13年10月愛媛県告示第1620号）神田川原の項で指定した標柱6号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村		字	地 番	標 柱
宇和島市	妙典寺前	小谷	乙1315番	12号
			乙1315番	13号
		神田川原通	乙新8番	14号
			乙新8番	15号

○愛媛県告示第 645 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業八幡浜公共下水道（八幡浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和32年 4月 1日から
平成21年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

八幡浜市字五位ヶ脇、字白浜、字ヨコウラ、字松本町、字港口、字港町、字林堂沖、字沖新田、字新地、字新町、字海老崎、字横町、字寺の上、字ミツカタニ、字ツヲ、字大門、字タイ、字カミヤマ、字本町通片山、字本町、字浜町、字船場、字下道、字川通、字須賀町、字高須、字田中町、字矢野町、字須崎、字裏田、字宮ノ下、字浜田、字下浜田、字上浜田、字竹田、字下松影、字油田、字中深、字本町通北田中、字吉井前、北浜一丁目、江戸岡一丁目、江戸岡二丁目、大谷口一丁目、大谷口二丁目、広瀬一丁目、広瀬二丁目、広瀬三丁目、古町一丁目、八代一丁目、産業通の全部、同字北浦、字西海寺、字タチウチ八、字松影、字吉井、字茨谷、字桧谷、古町二丁目、広瀬四丁目の一部、大字向灘字カンジョウウラ、同大字字アフチウラ、同大字字海岸通、同大字字住還下の全部、同大字字入船、同大字字客ノ宮、同大字字客ノ上、同大字字高畔、同大字字高城、同大字字脇田、同大字字高城ノ丘、同大字字中浦、同大字字大内浦、同大字字庵ノ上、同大字字先ノ峰、同大字字川原ノ上、同大字字大内浦ノ上、同大字字大内浦ノ谷、同大字字芋根、同大字字杖ノ浦、同大字字初ヶ浦、同大字字東谷、同大字字真谷、同大字字勘定、同大字字外勘城、同大字字外

勘城ノ上、同大字字谷、同大字字中谷、同大字字落網代の一部、大字大平 1 番耕地、同大字 2 番耕地の一部、大字松柏甲番地、同大字乙番地、同大字丙番地、同大字丁番地、同大字戊番地、同大字己番地の一部、大字郷 2 番耕地、同大字 3 番耕地、同大字 4 番耕地の一部、大字国木、同大字国木乙番地の一部、大字矢野町、大字字和田川辺、同大字字ウメノドウ、同大字字オンノキ、同大字字キヨタキミチウエ、同大字字キヨタキの全部、大字五反田 1 番耕地、同大字 2 番耕地、同大字 3 番耕地の一部、大字八代、同大字八代乙番地の一部、大字栗野浦の一部、大字舌間 1 番耕地、同大字 2 番耕地の一部、大字合田の一部。

(2) 使用の部分

なし

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年 3月 7日あったので公表する。

平成14年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成14年度賃金引き上げ・その他
- 2 日時 平成14年 3月26日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 和ホスビタル	北条市柳原739
医療法人 篤友会牧病院	松山市菅沢町甲1151の 1
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 付属新居浜精神病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会 十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 の 1 の 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163
社団法人 八幡浜医師会	八幡浜市広瀬一丁目 7 の 17

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。